

6. 行政不服審査会の設置及び運営に関すること

経 緯

行政不服審査法施行条例が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、関係規則規程の整備を行い情報公開に対応していくこととなった。

広域化による効率的な運営を図るため、郡下町村に係る審査会事務は、一括して広域連合で取り扱うこととした。

現状と課題

行政不服に関する審査請求に係り、実施機関の裁決案について行政不服審査会は、必要に応じて委員 5 名（任期 2 年）で構成する。

審査会は、構成 6 町村及び木曾広域連合の関係条例で実施機関として定められた機関の諮問により開催する。

今後の方針

実施機関から諮問があった場合にすばやく対応できる体制を維持し、適正な審査を行えるよう、事例研究等情報収集に努める。

施 策

- ① 審査会の開催
 - ・実施機関の諮問により審査会を開催